

お知らせ

当金庫得意先担当者がお客様宅を訪問した際に現金や通帳、預金証書などをお預かりする際には、受取書を発行いたします。受取書は、その受領事実を証明するために作成し、その支払者等に交付する証拠証書となりますので大切に保管してください。

当金庫の得意先担当者がお客様宅を再度訪問し、返却物をお受け取りになる際には、発行された受取書を得意先担当者に返却願います。

もし、万が一発行を受けた受取書を紛失した場合は、得意先担当者が持つております受取書控の「喪失届」欄へ名前を記入いただき、お届け印を押印してください。後日紛失した受取書を発見した場合は、喪失届を頂いておりますのでお客様で破棄してください。

以上